



国保

だより KOKUHODAYORI

高額な外来診療を受ける皆さまへ

限度額を超えた支払いが
なくなります

高額な外来診療を受け、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合(別表参照)、いったんその額をお支払いいただき、後で市の国民健康保険から高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日からは、医療機関等の窓口に限度額適用認定証及び被保険者証(70歳以上の方は高齢受給者証)を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなりまし
た。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができるようになりました。

限度額適用認定証の
交付を受けてください

70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯等の方は、事前に国保年金係で申請を行い、限度額適用認定証の交付を受ける必要があります。

申請の際は、国保被保険者証・認印をお持ちください。詳しくは国保年金係にご相談ください。
また「認定証」を提示しない場合や、同月中に複数の医療機関を受診した場合などでも従来どおりの手続き(高額療養費の支給申請をし、差額が後日支給)となります。



所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得 ※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(※1)上位所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯となります。所得の申告をしていない方がいる世帯も上位所得としてみなされます。

(※2)過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支払が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

【4回目以降も3回目までの限度額で請求となった場合】

高額療養費の手続きが必要となります。
※手続きに必要なもの…病院等の領収書、世帯主の通帳、認印

◆問い合わせ先
市民課国保年金係
☎33-1111(内線125~127)

家族が「認知症」に…そのときのために

ご存じですか?
認知症

認知症とは、いろいろな原因で脳が萎縮したり働きが低下し、日常生活に支障がある状態を指します。基本的な症状として

- ①記憶障害…新しく覚えられず、思い出せない。
 - ②見当識障害…日付や時間、季節、場所、人間関係等が分からない。
 - ③理解・判断力の障害…考えるスピードが遅い。
 - ④2つ以上のことを処理できない。
 - ④実行機能障害…物事の段取りができない。服の着方や道具の使い方が分からない。などが現れます。
- 性格、環境、人間関係など、さまざまな要因により起こる症状としては、

- ①不安感、焦り、うつ状態…イライラしたり落ち込む。涙も涙もなく涙が出る。
- ②妄想…事実と異なることを強く思い込む。
- ③徘徊…すぐ外に出て行こうとしたり、目的もなく歩き回る。
- ④興奮・暴力…夜中に急に騒ぎ出す。ささいなことでも声を荒げる。などが現れます。

認知症の中には、薬で進行を遅らせられるものもあり、早い時期から治療を始めることで、健康な時間を長くすることができるといわれています。早期発見がとても大切です。気になることがあったら、早めに主治医に相談しましょう。

ともに認知症家族を支えます

市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、さまざまな取り組みを行います。

認知症サポーター養成講座

地域の方が認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り支えていただくため、出前講座を行っています。これまでに、約1,600人の方に受講していただいています。

認知症在宅高齢者介護手当

認知症の診断があり要介護3で「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ以上の方を、6カ月以上在宅で介護している家族の方に、手当を支給しています。(所得により対象外あり)

徘徊高齢者家族支援

認知症の症状である「徘徊」により、家を出て行ってしまい戻れなくなったり、事故に遭うことがあります。徘徊したときに、高齢者の居場所を把握し事故を未然に防げるよう、位置情報端末機(GPS)を貸出ししています

認知症家族会「なごみ会」の支援

認知症の方の介護者同士で相談や交流を図る自主組織「なごみ会」の支援を行っています。

総合相談窓口

地域包括支援センター(高齢福祉課内)では、認知症を含む高齢者に関するさまざまな相談を随時受け付けています。

気軽に相談 介護について相談にのります

認知症の症状や受診、介護などについてのご相談や、認知症サポーター養成講座の受講希望については、地域包括支援センターまでお気軽にご連絡ください。

◆問い合わせ先：本宮市地域包括支援センター ☎63-2780